

袖ヶ浦市監査委員告示第6号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和6年11月26日

袖ヶ浦市監査委員 阿 津 光 夫

袖ヶ浦市監査委員 佐 藤 麗 子

令和5年度決算審査の結果（令和6年8月23日付け）に対する措置

指摘事項	指摘事項に対する措置内容
<p><u>収入事務の適正化に関するもの【保険年金課】</u></p> <p>市財務規則第45条第1項及び第3項の規定では、現年度の調定に係る歳入について、当該年度の出納閉鎖までに収入済とならなかったものがあるときは、6月1日に調定の処理に準じて整理しなければならないとされている。</p> <p>しかしながら、国民健康保険一般保険者保険給付返納金について、令和5年度収入未済額（54,714円）と令和6年6月1日の調定金額（35,158円）が一致していない事例が認められた。</p>	<p>国民健康保険一般保険者保険給付返納金については、不足分を追加調定し、起票者、承認者、決裁者において、管理台帳と財務システムの収入未済額の確認を徹底することでチェック体制の強化を図り、袖ヶ浦市財務規則に基づき適正な事務処理を行える体制を整えた。</p>